

○地域づくり担い手育成事業補助金運用方針

(まち未来推進課地域創造係担当)

1. 助成対象事業

ア. 地域づくりの担い手育成に資すると認められ、地域社会への波及効果が期待できるもの（以下「担い手育成事業」と称する）で、下記の条件のうち、イ又はウを含むいずれかの条件を満たすものとする。

イ. 地域づくりにつながる人材育成に関するものとする。

ウ. 新たなまちづくりにつながり、新たなまちづくりグループの誕生につながるものとする。

エ. 担い手育成事業は、教育、文化、農業、商工業などあらゆる分野を対象とするが、事業の目的が他地域への視察研修を主とするものは対象外とする。

オ. 申請者がこれまで実施してきた活動又は今後の活動計画に位置づけられる事業として行うものは対象とするが、単発事業の実施を目的とするものは対象外とする。

カ. 事業の内容が音楽や演劇などの鑑賞、観劇を主とするものや講演会の開催など、担い手育成事業と認めがたいものは対象外とする。

キ. 事業の効果が、最終的に個人または団体内部に帰属し、外部に波及効果がなく公益性を欠くものは対象外とする。

2. 助成対象

ア. 対象は、本市に住所を有しているか、本市内の事業所等に勤務している者を含み、5名以上の者で構成する団体とする。

イ. 対象団体については、国・道・市などから活動運営費等の補助を受けていない団体とする。

また、市民等の地域づくりに対する自主的な活動意欲を促進及び支援する趣旨から公共的団体や法人（NPO 法人を除く）、その他の特定目的による既存団体等は対象外とする。

（企業、農協、商工会議所、市の委嘱団体、学校、PTA、政治団体、宗教団体などは対象外）

ウ. 事業実施のために組織された実行委員会が申請者の場合は、主たる構成団体が上記の条件を満たしていること。

エ. 対象団体の選考にあたっては、地域づくり活動歴、リーダー性、事業終了後の活動計画、地域社会への波及効果などを重視して判定する。

オ. 原則として単年度で終了するものとするが、特に必要と認められる事業を実施する場合2ヵ年以内の継続を認め、年度ごとに申請を行い判定する。

3. 事業対象経費

ア. 対象経費は、交通費（航空賃・船賃・鉄道賃・車賃）、滞在費（宿泊費）、調査研修費（担い手育成事業における教材購入費・受講料・指導料など）及び事業実施に必要なその他の経費とする。

イ. 交通費及び滞在費について、市職員の旅費支給条例により算定した額を超える場合には、超過した額について対象外とする。

ウ. 担い手育成事業の内容に、主として備品購入や食糧費などに類する経費がある場合は対象外とする。

エ. 調査研修費は、市長が事業の実施に必要な経費と認めるものとする。

オ. 国・道、市などの自治体や他団体から対象とする事業への補助金がある場合及び研修地で勤労収入等がある場合は、対象経費から控除する。

4. 助成金額

ア. 事業対象経費の3分の2以内とし、一団体につき20万円を限度に助成する。

イ. 助成金額は、1千円未満は切捨てて算定する。

5. 事業報告

ア. 団体としてのレポートを提出すること。なお、レポートには事業の内容や感想、今後の取組みのあり方などについて記載すること。（形式、字数等は任意）

イ. 事業の実施内容が分かる写真を4～5枚程度提出すること。

ウ. 事業の実施に要した経費の領収書は、求められた場合に提出できるよう保管しておくこと。